



五 承認を受けて行おうとする行為に国内において従事する者（次項第一号ロにおいて「国内従事者」という。）の役職名及び氏名

六 承認を受けて行おうとする行為を行っている外国の当局（証券監督者国際機構における多国間情報交換枠組みの署名当局に限る。）の名称及び当該外国の当局から受けている許可その他の行政処分の内容

七 外国において業務を継続することが困難となり、又は困難となるおそれがあることの概要

八 承認を受けて行おうとする行為の具体的内容

九 承認を受けて行おうとする行為を行う期間（三月以内に限る。）

6|| 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類を添付することができない場合には、その理由を記載した書面の添付をもってこれに代えることができる。

一 次に掲げる事項を誓約する書面

イ 法第二十九条の四第一項第一号イからハまで及び第二号のいずれにも該当しないこと。

ロ 国内従事者が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれにも該当しない者であること。

ハ 承認を受けて行おうとする行為が外国の法令に抵触するものでないこと。

ニ 承認を受けて行おうとする行為以外の法第二条第八項各号に

「項を加える。」

掲げる行為を国内において行わないこと。

ホ 国内における法令を遵守するための体制の確立を適切に図ること。

二 登記事項証明書に準ずる書面

三 国内における代表者の履歴書

四 前項第六号の外国の当局から許可その他の行政処分を受けていることを証する書面

7|| 第五項の承認申請書及び前項の規定によりこれに添付すべき書類は、英語で記載することができる。

8|| 金融庁長官は、第一項第十七号の承認に関する申請があつた場合には、当該申請を補正する必要がある場合を除き、速やかに、当該申請に対する処分をするものとする。

9|| 金融庁長官は、第一項第十七号の承認をしたときは、当該承認を受けた者の商号又は名称並びに当該承認に係る第五項第八号に掲げる事項の概要及び同項第九号に掲げる事項を公表するものとする。

10|| 第一項第十七号の承認を受けた者は、第五項第一号から第五号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を書面により金融庁長官に届け出なければならない。

11|| 金融庁長官は、第一項第十七号の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

一 不正の手段により第一項第十七号の承認を受けたとき。

二 第五項の承認申請書及び第六項の規定によりこれに添付すべき書類に記載された事項と相違する事実が判明したとき。

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

三 第一項第十七号の承認を受けて行う行為に係る業務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したとき。

備考 表中の「」の記載は注記である。